

# 砂川市競争入札参加資格関係事務処理要綱

平成12年12月27日

砂川市訓令第32号

## 第1 趣旨

市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 資格基準の設定

- 1 市長は、基準審査年の1月に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その都度定めることができる。
- 2 政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示は、砂川市公告式条例（昭和25年条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

## 第3 資格の審査及び有効期間

- 1 市長は、市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、当該申請をした者の申請に係る資格の有無について審査するものとする。
- 2 前号の資格の審査は、原則として、定期の申請により行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、随時の申請により行うことができる。
- 3 定期の申請により行う資格の審査は、平成17年度を初年度として隔年ごとに行い、その有効期間は、当該年度及び翌年度中とする。ただし、随時の申請により行う資格の審査については、資格を有することとした旨の決定をした日から、平成17年度を初年度とする隔年度ごとの定期の申請により行う資格審査の有効期間の末日までとする。

## 第4 審査結果の通知等

- 1 市長は、第3の規定に基づく審査の結果について、速やかに、書面をもって当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、第3の規定に基づく審査の結果、資格を有するものと認定した者（以下「資格者」という。）について競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

## 第5 資格の再審査

- 1 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者又は資格者の営業を承継した者の申請に基づき、再審査のうえ、当該資格に関する事項を変更することができる。
  - (1) 資格者の営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転された場合
  - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（企業組合を除く。以下「協同組合」という。）である資格者が、その構成員（資格者たる組合員に限る。）を変更した場合
  - (3) 中小企業等協同組合のうち企業組合である資格者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合である資格者が、その構成員を変更した場合
- 2 市長は、前項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

## 第6 入札参加の申込み

市長は、資格の審査申請をもって競争入札への参加の申込みとみなすことができる。

## 第7 競争入札参加の排除

資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別表の競争入札参加排除基準によるものとする。

## 第8 資格の喪失等

- 1 資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は喪失するものとする。
  - (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
  - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
  - (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
  - (4) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき市長が定める資格要件を欠くこととなったとき。
- 2 市長は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないと決定したとき及び前項の規定により資格者の資格が喪失したときは、当該資格者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。
- 3 第5第2項の規定は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないと決定した場合及び資格者の資格が喪失した場合について準用する。

## 第9 指名停止

市長は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が別に定める指名停止基準に該当したときは、当該資格者について、当該事実のあった日から起算して2年間を超えない範囲内において、指名を停止することができる。ただし、やむを得ない事由がありあらかじめ市長の承認を受けたときにおける指名停止の起算日の取扱いについては、この限りでない。

2 前項の指名停止基準及びその事務処理は、市長が別に定める。

## 第10 内部協議

市長は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除しようとするとき及び第9第1項の規定により指名を停止しようとするときは、競争入札参加資格者審議会に審議させるものとする。ただし、特にその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

## 第11 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成13年1月9日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成16年12月6日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成20年12月19日から施行する。

## 競争入札参加排除基準

### 第1 競争入札に参加させない期間の基準

政令 167 条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととする期間は、次のとおりとする。

(1) 政令第 167 条の4第2項第1号に該当する場合	当該認定した日から2年以上3年以内
(2) 政令第 167 条の4第2項第2号に該当する場合	当該認定をした日から1年6箇月以上3年以内
(3) 政令第 167 条の4第2項第3号に該当する場合	当該認定をした日から1年以上3年以内
(4) 政令第 167 条の4第2項第4号に該当する場合	当該認定をした日から1年6箇月以上3年以内
(5) 政令第 167 条の4第2項第5号に該当する場合	当該認定をした日から1年以上3年以内
(6) 政令第 167 条の4第2項第6号に該当する場合	代理人、支配人その他の使用人について 決定された前各号の期間の残存期間

### 第2 競争入札に参加させない場合の例示

第1の各号に該当する場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 政令第 167 条の4第2項第1号の場合

- ア 工事用資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたもの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合
- イ 工事用原材料等につき、故意に粗雑にしたと認められる場合
- ウ 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合
- エ 納品すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合
- オ その他これらに類する行為があったと認められる場合

#### (2) 政令第 167 条の4第2項第2号の場合

- ア 偽計又は威力をもって競争入札の公正な執行を妨げ、公訴を提起された場合
- イ 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合
- ウ 競争入札において不正の利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合
- エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

#### (3) 政令第 167 条の4第2項第3号の場合

- ア 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は契約保証金を納付すること等を妨げた場合
- イ 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合
- ウ 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用等について制限をする等によ

り契約の履行を妨げた場合

エ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(4) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 4 号の場合

ア 偽計又は威力をもって監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合

イ その他これに類する行為があったと認められる場合

(5) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号の場合

ア 落札者が契約を締結しない場合（別に定めるところにより指名停止を行うものを除く。）

イ 業者の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合

ウ 保証人が当該契約を履行した場合

エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

### 第3 基準適用の原則

1 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、第1各号のうち、二以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち、最も長いものをもつてそれぞれ長期及び短期とする。

2 資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当し、かつ、要綱第 9 第 1 項の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定を優先して適用するものとする。

3 資格者が共同企業体の場合であって、当該共同企業体が政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当した場合は、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員全員について政令第 167 条の 4 第 2 項の規定を適用するものとする。ただし、政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号に該当した場合で、かつ、当該契約の履行に関し、当該共同企業体の構成員が分担することとしている場合にあっては、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員のうち、政令 167 条の 4 第 2 項第 1 号に該当することとなる者について適用するものとする。

4 削除